

大学生等との「共働」発信連携事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

福島を応援する首都圏及び西日本の大学生や専門学生等世代の情報発信力を最大限活用し、文化祭や各種イベントなどにおいて、職員と学生とが連携して本県の復興状況や魅力を共に伝えることで、行政からの情報が届きにくい若年層へ本県の今と魅力の情報を発信する。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

大学生等との「共働」発信連携事業

(2) 事業内容

ア 3泊4日の行程の県内視察研修（1回）の企画運営・催行

(ア) 8月26日（月）から29日（木）の期間に、西日本の大学生等を対象に、本県の今を広く正確に知ってもらうための視察研修を企画し、催行すること。

想定する参加人数は、以下のとおり。

- ・ 連携する西日本の大学生 28名程度
※ 関西地区から21名、広島から7名を想定
- ・ 添乗員職員 3名

(イ) 本県の現状や復興が進んだ姿、新たな産業等の振興にチャレンジする姿、食と観光の魅力などを伝えるコースを選定する（コースは契約締結後に協議のうえ最終決定する。）。

(ウ) 浜通り、中通り、会津それぞれの地域を訪問し、広い県土を誇る本県の地域ごとの異なる魅力を伝える。

(エ) コースには「東日本大震災・原子力災害伝承館」を組み込む。

(オ) 視察1日目は、事前学習の場として交流会を実施するとともに、最終日には、全体の振り返りの場を設け、学生同士の交流を深めるとともに、情報発信に繋げる機会を設けること（事前学習、振り返りの内容については、契約締結後に協議のうえ、決定する。）。

イ 専門的探求を目的とした少人数現地視察への支援・対応

当県において、知りたいこと、より深く学びたいことを明確にした、首都圏の大学生の少人数の現地視察について、その目的を達成できるよう、移動手段の手配を行うこと。

なお、連携する首都圏の大学生による視察研修（3日間、1回）に係るタクシー等費用を想定している。

ウ 文化祭や各種イベントへの出展による情報発信

各出展にあたり、PR資材の購入及び制作、会場までの発送や出展料等を事業費から支出するため、10万円程度を見込むこと。

4 委託期間

契約日から令和6年12月27日（金）まで

5 見積限度額

5,368千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 会議室使用料、バス借上、宿泊、食事、添乗員、入館料及びその他視察研修に係る準備費用など、事業に関する経費（上記2（2）記載内容を含む。）全てを見積額に含めること。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

(1) 質問書の提出期限

令和6年7月 4日(木) 午後5時

(2) 質問に対する回答期限

令和6年7月 5日(金)

(3) 参加申込書の提出期限

令和6年7月 9日(火) 午後5時

(4) 企画提案書等の提出期限

令和6年7月22日(月) 午後5時

(5) 審査結果の通知

令和6年7月26日(金)

(6) 契約締結

令和6年8月上旬 予定

8 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」(様式第1号)に記入し、以下により提出すること。

ア 受付期間

令和6年7月 4日(木) 午後5時まで(必着)

イ 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「質問書(大学生等との「共働」発信連携事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月5日(金)までに、福島県のホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

(2) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「『大学生等との「共働」発信連携

事業』参加申込書」(様式第2号)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年7月9日(火)午後5時(必着)

イ 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「参加申込書(大学生等との「共働」発信連携事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

ウ 参加資格の確認

広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和6年7月12日(金)までに電子メールで通知する。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「『大学生等との「共働」発信連携事業』参加申込書」(様式第2号)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和6年7月22日(月)午後5時(必着)

イ 提出方法

広報課へ郵送又は持参

※ 持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、令和6年7月22日(月)は午後5時までとする。

※ 電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類(各8部)

(ア) 企画提案書及び工程表(様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。)

(イ) 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。)

(ウ) その他企画提案を説明するのに必要な書類

(エ) 団体概要(様式第3号)

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

(1) 与件の整理

本県が置かれた現状及び課題について整理し記載すること。

(2) 事業の内容

上記2(2)アに記載の県内視察研修における次の事項を提案すること。

ア コース行程の提案

コース行程は契約締結後に最終決定するが、事業の趣旨を踏まえた効果的な行程案を提案すること。なお、コース選定に当たっては、「その土地の魅力・文化を情報発信できる観光地・文化施設等」及び「震災復興の状況や復興に向

けて進む本県の取組を情報発信できる箇所・施設等」を必ず組み込み、参加学生が情報発信することを前提とした行程とすること。また、入館料等が必要な場合は、その費用を見込むこと。

イ 全行程の貸切バスの手配

大型バス1台想定。添乗員は必須とし、バスガイドは必須としない。

なお、有料道路や駐車場代等の費用も含めること。

ウ 参加学生の移動の手配

参加学生の福島県内までの往復の移動手段（京都駅、新大阪駅又は広島駅⇄福島県内）を手配すること。

なお、参加学生は、8月26日（月）に居住地から県内の視察先近隣まで移動を開始することとし、それを踏まえて効率的な視察行程を提案すること。

エ 宿泊先の具体的な提案

（ア） 宿泊先の部屋については、シングル又は1室最大4名までとし、部屋の広さを明記すること。

（イ） 本県の温泉の魅力を伝えるため、少なくとも1泊は温泉施設を提案すること。また、分宿は原則として不可とする。

オ 宿泊先の食事関係の手配

夕食（1～3日目）、朝食（2～4日目）の食事内容についても明記のこと。

また、食事内容も情報発信の一つであるため、県産品や郷土料理などの提供も提案に含めること。

カ 昼食の提供

3日間（2～4日目）の昼食の提案を行うこと。観光地などで、自由に食事をする可とするが、ご当地グルメなど参加学生が情報発信しやすい内容となるよう配慮すること。

キ 旅行保険への加入を行うこと。

（3）業務実施体制

本事業の実施体制について、責任者や人員配置計画、連絡体制等を再委託の有無を含めて記載すること。

なお、大学生等への参加要請や調整は県が行う。

（4）スケジュールについて

本事業で想定される業務スケジュールを記載すること。

（5）企画プロポーザル参加者の概要（会社概要、担当者氏名、連絡先）

（6）費用見積書

ア 経費区分が分かるように具体的に記載すること。なお、宿泊費や食事、入場料等は可能な範囲で区分して記載すること。

また、添乗する県職員の宿泊費、食事代は事業経費に計上しないこと。

イ 上記2（2）イ及びウについては、企画提案の内容に含めないが、本事業費の中から支出するため、費用の見積もりには含めること。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各団体等からの提案を受け、福島県が設置する「プロポーザル審査委員会」により書面審査で評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 評価基準

評価項目	配点	評価基準
視察研修 行程の提 案	60	<ul style="list-style-type: none">・本県の現状や産業の振興にチャレンジする姿、地域ごとの観光・文化等の魅力が伝わる訪問先か。・宿泊施設は魅力的か。・食事内容等は福島県の食がPRできるか。
業務実施体制	30	<ul style="list-style-type: none">・訪問先との事前調整や移動手段の手配など、十分な事前準備が見込まれるか。・視察研修のスムーズな実施に向け、当日の運営体制は適切か。
スケジュール・費用見積	10	<ul style="list-style-type: none">・業務を確実に遂行できるスケジュールになっているか。・企画内容に対して妥当な見積額か。

(3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県のホームページに掲載する。

11 企画提案書を失格等とする事項

(1) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に示す条件に違反した場合。

イ 虚偽の内容が記載されている場合。

ウ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

エ 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。

オ その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

(2) 辞退

「参加申込書」（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様

式)を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

1.2 契約等に関する事項

(1) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

(2) 契約の締結

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

(3) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(5) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

1.3 事務局

福島県総務部広報課 担当：河原田

電話：024(521)7124 FAX：024(521)7901

メール kouho@pref.fukushima.lg.jp